

# こんなときは必ず届け出を

## 〈図2〉1割・2割の判定方法

※2ページの〈図1〉で「〈図2〉の判定へ」と判定された方は、こちらの判定に進んでください。

世帯に課税所得<sup>[注1]</sup>が28万円以上前の被保険者がいますか？

いいえ

はい

世帯に被保険者は何人いますか？

1人

2人以上

被保険者本人の「年金収入<sup>[注4]</sup>  
+その他の合計所得金額<sup>[注5]</sup>」が  
200万円以上ですか？

いいえ

1割

2割

世帯の被保険者全員の  
「年金収入<sup>[注4]</sup>+その他の合計所得  
金額<sup>[注5]</sup>」が320万円以上ですか？

いいえ

1割

はい

2割

※住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

[注1] 課税所得とは、住民税の所得割額(税率10%)を算出するための金額で、以下の式で求められます。

課税所得=所得金額-所得控除

所得金額=収入金額-必要経費

\*所得控除とは、医療費控除、扶養控除、社会保険料控除、基礎控除(所得金額が2,400万円以下なら43万円)等のことです。

\*必要経費とは、給与所得控除、公的年金等控除等のことです。

住民税の通知に記載されています「住民税課税所得」、「課税標準」、「課税される所得金額」と記載されている場合もあります。確定申告書では確認できませんのでご注意ください。

令和3年12月31日現在で、世帯に19歳未満の世帯員がいる世帯主である被保険者は、課税所得から、さらに調整額が控除される場合があります。

[注2] 該当すると思われる方には、お住まいの市区町村から「基準収入額適用申請のお知らせ」をお送りしています。また、住民税窓口からの情報もとに収入額が確認できた場合に、申請を不要とすることがあります。

[注3] 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者については、課税所得145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額(総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額)」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、〈図2〉の判定に進みます。

[注4] 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。

[注5] 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

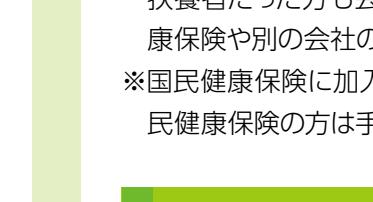
こんなときに	届け出に必要なもの
ほかの市区町村に転出するとき	保険証
ほかの市区町村から転入してきたとき	負担区分証明書
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、マイナンバーがわかるもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、マイナンバーがわかるもの
死亡したとき(葬祭費支給申請など)	保険証、その他(詳しくは各市区町村の担当窓口にお問い合わせください)
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証(お持ちの方)、マイナンバーがわかるもの
65歳から74歳で一定の障害のある方が加入しようとするとき(脱退しようとするときも必要です)	現在の保険証、国民年金証書・各種手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)など障害の程度が確認できる書類、マイナンバーがわかるもの

※上記以外のものが必要になる場合があります。

### 第三者の行為(交通事故等)でケガや病気になったとき

交通事故など、第三者(他人)の行為によってケガをしたり、病気になった場合でも、届け出をすることで保険証を使用することができます。この場合、本来は第三者(加害者)が負担すべき医療費を、広域連合がいったん立て替え、後から加害者に立て替えた医療費を請求します。必ず市区町村の担当窓口に届け出してください。

必ず市区町村の担当窓口に届け出を  
①保険証、②印鑑、③事故証明書(交通事故の場合のみ。警察に届け出て、受け取ってください。)を持ち、市区町村の担当窓口で「第三者行為による傷病届」の手続きをしてください。



### 健康診査を受けましょう

お住まいの市区町村で無料の健康診査を受診することができます。実施期間などの詳細については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

●1年に1回は健康診査を受ける。

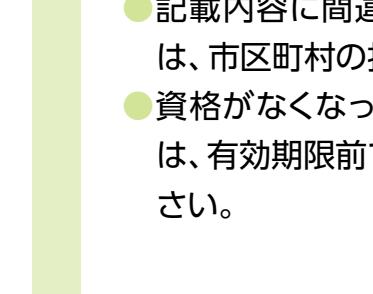
病気を早期に発見するため、定期的な健康診査を心がけましょう。

●再検査・精密検査の必要があれば必ず受ける。

病気が重症化する前に早期治療を行いましょう。

●自分の健康診査結果の内容を知っておく。

健康診査の結果には必ず目を通して、自分の健康状態をしっかりと把握しておきましょう。



### 宮城県後期高齢者医療広域連合

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 電話 022-266-1021 FAX 022-266-1031  
ホームページ <http://www.miagi-kouiki.jp/>

⚠️ 保険証のだまし取り、振り込め詐欺、不審な訪問・電話などには十分ご注意ください。

# 宮城県後期高齢者医療広域連合

# 令和4年10月からの後期高齢者医療制度のお知らせ

この制度は皆さまからの保険料のほか、現役世代からの支援金等により運営されています。

対象となる方  
75歳以上の方が対象です(65歳から75歳未満の方で一定の障害があり、広域連合の認定を受けた方も加入することができます。)  
対象となる方は、それまで加入していた国民健康保険や会社の健康保険などから、自動的に後期高齢者医療制度に移行します。

窓口負担の割合  
(2・3ページ)  
医療費の窓口負担割合は、前年の所得に応じて、1割、2割、3割のいずれかとなります(一人でも高い負担割合の被保険者がいる世帯は、世帯の被保険者全員が高い負担割合に統一されます。)

保険料  
(7ページ)  
保険料は、個人ごとに計算され、お一人お一人から納めていただきます。



※会社の健康保険などに入っていた本人が後期高齢者医療制度に加入した場合、その被扶養者だった方も会社の健康保険などの資格を喪失しますので、新たに市町村の国民健康保険や別の会社の健康保険などに加入する手続きが必要です。

※国民健康保険に加入していた本人が後期高齢者医療制度に加入した場合、同じ世帯の国民健康保険の方は手続きの必要はありません。

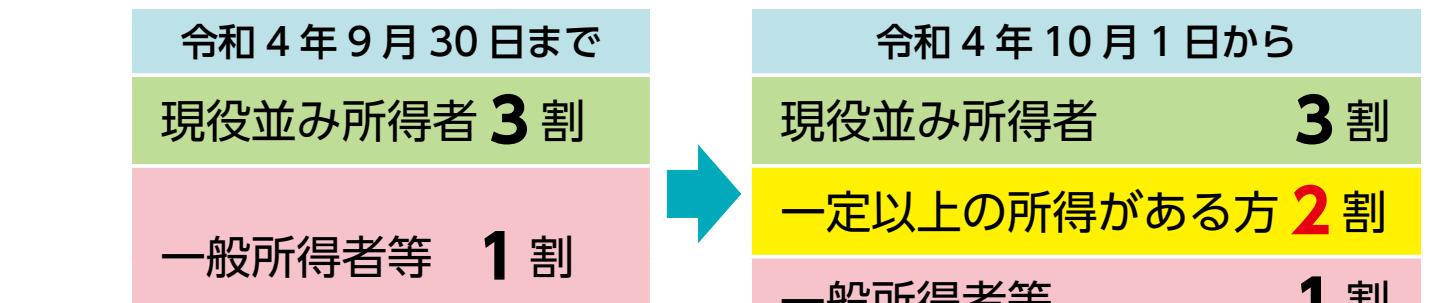
### 被保険者証(保険証)

- 75歳になる誕生日までに保険証が交付されます。
- 保険証は一人に1枚交付されます。
- 医療機関等にかかるときは、忘れずに窓口に提示しましょう。
- 保険証は、なくさないように大切に保管しましょう。
- 記載内容に間違いがあるときや、なくしたり破れたりしたときは、市区町村の担当窓口に届け出してください。
- 資格がなくなった場合や窓口負担の割合が変更になった場合は、有効期限前でも、市区町村の担当窓口にすぐに返却してください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和5年7月31日 交付年月日 令和4年10月1日	
被保険者番号	01234567
被 住 所	仙台市青葉区上杉1丁目2番3号
氏 名	見 本
生年月日	昭和22年4月1日
資格取得年月日	令和4年4月1日
発効期日	令和4年10月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号 並びに保険 者の名前及 び印	39040000
宮城県 後期高齢者医療広域連合	印

⚠️ 保険証のだまし取り、振り込め詐欺、不審な訪問・電話などには十分ご注意ください。

# 10月からの制度見直しによる窓口負担割合(自己負担割合)について



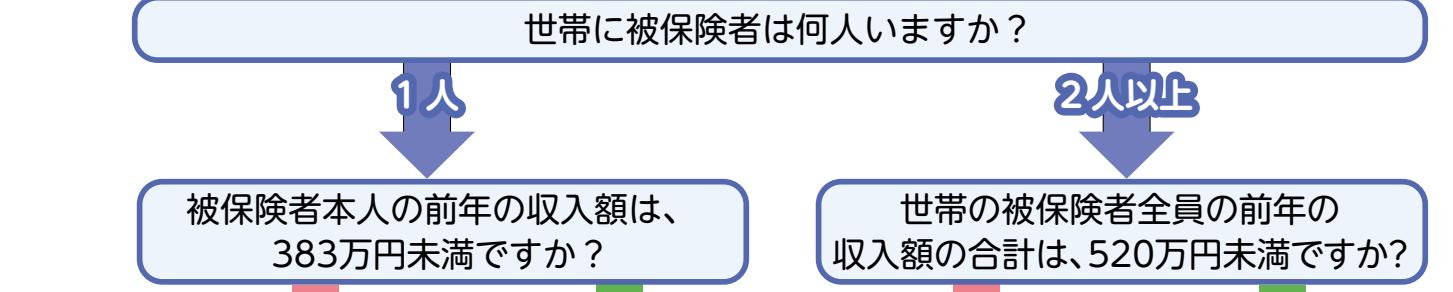
※令和4年10月1日からの判定方法は〈図1〉または〈図2〉のとおり

## 〈図1〉3割負担の判定方法

課税所得<sup>[注1]</sup>が145万円以上の被保険者が

いない世帯 → 〈図2〉の判定へ  
いる世帯 3割負担<sup>[注3]</sup>

ただし、判定により3割負担となった方について、収入が一定基準額未満の場合、申請<sup>[注2]</sup>により〈図2〉の判定に進み、1割または2割負担になります。その場合の判定の流れは以下のとおりです。



※国民健康保険に加入していた本人が後期高齢者医療制度に加入した場合、同じ世帯の国民健康保険の方は手続きの必要はありません。

※後期高齢者医療制度の被保険者を「被保険者」、住民票上の同一世帯を「世帯」と表記しております。

※後期高齢者医療制度の被保険者を「被保険者」、住民票上の同一世帯を「世帯」と表記しております。

※後期高齢者医療制度の被保険者を「被保険者」、住民票上の同一世帯を「世帯」と表記しております。

※後期高齢者医療制度の被保険者を「被保険者」、住民票上の同一世帯を「世帯」と表記しております。

※後期高齢者医療制度の被保険者を「被保険者」、住民票上の同一世帯を「世帯」と表記しております。

※後期高齢者医療制度の被保険者を「被保険者」、住民票上の同一世帯を「世帯」と表記しております。

※後期高齢者医療制度の被保険者を「被保険者」、住民票上の同一世帯を「世帯」と表記しております。

